

議案第31号

二宮町営駐車場条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年6月2日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

道路交通法の一部改正により自動車の種類として新たに準中型自動車が設けられたことに伴い、利用車両の種別及び駐車料金を定めるため、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町営駐車場条例の一部を改正する条例

二宮町営駐車場条例（平成24年二宮町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「中型自動車」の次に「、準中型自動車」を加える。

別表中「普通車」を「普通自動車」に、「中型車及び大型車」を「準中型自動車、中型自動車及び大型自動車」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

二宮町営駐車場条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後				改正前			
(利用車両の範囲)				(利用車両の範囲)			
第4条 駐車場を利用できる自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車、中型自動車、 <u>準中型自動車</u> 及び普通自動車とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。				第4条 駐車場を利用できる自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車、中型自動車及び普通自動車とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
利用形態	種別	単位	利用料	利用形態	種別	単位	利用料
一般利用	普通自動車	1日1回につき	500円	一般利用	普通車	1日1回につき	500円
	準中型自動車、中型自動車及び大型自動車	1日1回につき	1,000円		中型車及び大型車	1日1回につき	1,000円
団体利用	普通自動車	30台まで	4,500円	団体利用	普通車	30台まで	4,500円
		31台～50台まで	6,000円			31台～50台まで	6,000円
		51台～80台まで	8,000円			51台～80台まで	8,000円
		81台～100台まで	10,000円			81台～100台まで	10,000円
		101台以上	1台につき100円			101台以上	1台につき100円
定期利用	普通自動車	1台/1か月	3,000円	定期利用	普通車	1台/1か月	3,000円
	準中型自動車、中型自動車及び大型自動車	1台/1か月	10,000円		中型車及び大型車	1台/1か月	10,000円